

宮古島市こども医療費助成制度

平成30年4月1日から

「窓口無料化(現物給付)」が始まります!

- 助成の対象：宮古島市に住所があり、健康保険加入のこどもを対象とし、医療費の自己負担額(保険診療医療費)を助成します。(高額医療等は控除)
対象年齢 通院：0歳～未就学児 入院：0歳～中学3年生
- 現物給付とは：県内の各医療機関での受診の際、「健康保険証」と桃色の「宮古島市こども医療費助成金受給資格者証」を窓口で提示すると、健康保険適用分の医療費の自己負担額について支払うことなく、医療を受けることができます。医療費は市が沖縄県国民健康保険団体連合会を通じて医療機関に支払います。
- 利用方法：医療機関及び薬局の窓口で、受診のたびに「こども医療費助成金受給資格者証」(桃色)を提示してください。受給者証を提示しないで受診した場合は、現物給付になりません。医療費の自己負担額を全額支払い、後日、償還払いの申請が必要です。

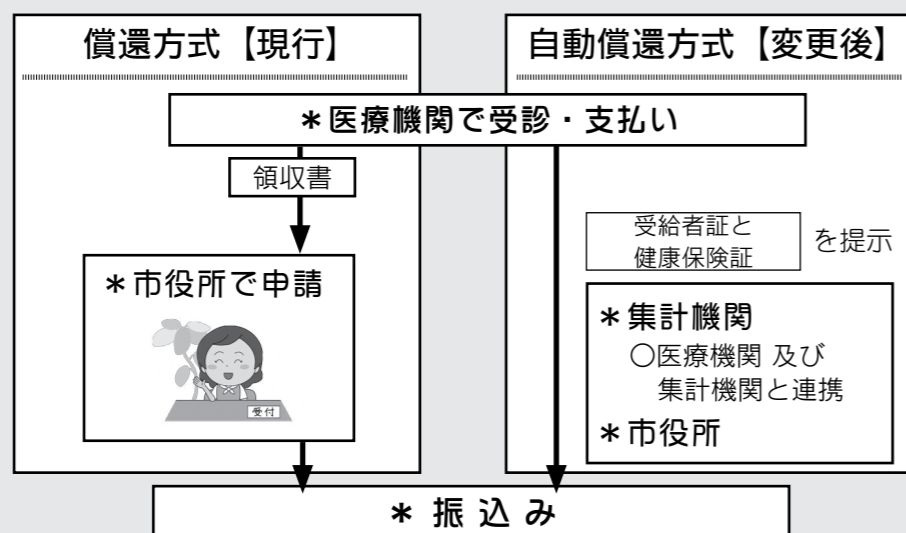
平成30年4月1日から

母子及び父子家庭等医療費助成自動償還方式がスタートします!

*「自動償還方式」とは?

県内の各医療機関での受診の際に、窓口にて健康保険証と母子及び父子家庭等医療費助成金受給者証を提示し、医療費の自己負担分を全額支払うと、診療月の翌々月の末日に指定された口座へ自動的に助成金が振り込まれます。

従来の市役所窓口での支給申請手続きは必要ありません!



受診の際は
①受給者証
②健康保険証
をお忘れなく!

■お問合せ：児童家庭課 ☎ 72-3751(代表)

～ 児童家庭課より各種制度についてのお知らせ ～



「宮古島市出産祝金交付事業」

宮古島市では、平成30年4月1日より、同一世帯の出生児1人につき、第1子及び第2子は30,000円、第3子以降の子には50,000円の祝金を交付します。

■交付対象者

- ①出生児の父母であること。
- ②出産予定日の6カ月前から宮古島市に住所があること。
- ③出産後も出生児と同居している、または監護していること。
- ④第3子以降の子の交付対象者は、出生児を含む3人以上の子を監護していること。
(誕生日において、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子に限る)

■出産祝金：同一世帯出生児1人につき ①第1子・第2子 30,000円(平成30年4月1日生以降)
②第3子以降 50,000円

■生後3カ月～1歳の誕生日までの期間に以下の3点を持参して児童家庭課へ申請してください

- ①母子手帳
- ②通帳
- ③印鑑

ひとり親家庭等支援制度

○宮古島市高等職業訓練促進給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父で、看護師や保育士などの就職に有利な資格取得を目指すために1年以上養成機関へ修業(上限3年)している方を対象に生活の負担の軽減を図るため、「高等職業訓練促進給付金」として月額10万円(課税世帯は7万500円)を支給します。また、修学期間修了後に支援金を支給します。

■対象となる資格：看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士など

■募集期間：平成30年4月2日～4月27日まで

■支給対象者：2人

*詳細については児童家庭課 家庭支援係までお問合せください。

○宮古島市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的な自立を図ることを目的として、指定教育講座を受講し、終了した場合、支払った経費(入学金、受講料、教材費等)の60%(12,000円以上で200,000円を上限)を支給する。

■支給対象：①児童扶養手当の支給を受けている者、又は同様の所得水準にあること。

②支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場の状況などから判断して、当該教育訓練を受けさせることが適職に就かせるために必要であると認められる者であること。

③訓練給付金を受けたことがないこと。(特に市長が認める場合はこの限りではない。)

■対象講座の指定：訓練給付金の支給を受けようとする者は、自立支援教育訓練給付金事業対象講座指定申請書を提出し、あらかじめ教育訓練講座の指定を受けること。

○母子父子寡婦福祉資金貸付制度

母子家庭の母、父子家庭の父等の経済的自立、生活の安定と、児童の福祉向上を図ることを目的とした資金の貸付を行っています。

■貸付対象者：①母子家庭の母、父子家庭の父又はその児童(20歳未満)

②寡婦(かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方)

③40歳以上の配偶者のいない女子

④父母のいない児童

■主な貸付金：修学資金、就学支度資金、修業資金、生活資金、転宅資金等

■お問合せ：児童家庭課 ☎ 72-3751(代表)